

Vol.5

保険情報

平成 19 年 5 月 26 日大阪泌尿器科臨床医会で説明済

1. 麻酔管理料に関して

麻酔管理料は麻酔科を標榜する保険医療機関において、当該保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医が術前術後の診察を行い、かつ専ら当該麻酔標榜医が L002 硬膜外麻酔、L004 脊椎麻酔又は L0080 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に算定する。なお、この場合において、緊急の場合を除き、術前術後の診察は、当該麻酔を実施した日以外に行わなければならない。

泌尿器科医が麻酔を行った場合 算定 不可

翌日麻酔医が診察を行わなかった 算定 不可

非常勤の麻酔医が麻酔を行った 算定 不可

2. 傷病名の記載について

ICD-10 に記載のある傷病名を

保医発第 0330001 号(平成 19 年 3 月 30 日)

[診療報酬請求書等の記載要領等について]の一部改正について

5 別表 1 の II の第 3 の 2 の (17) のアを次のように改める

(17)「傷病名」欄について

ア傷病名については、原則として、「光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格並びに電子情報処理組織による費用の請求 に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式」別添 3 の規定する傷病名を用いること。

傷病名コード(別添 3)(一部抜粋)

6019002 前立腺炎 8842788 前立腺癌骨転移 8836586 前立腺結石症

8836588 前立腺線維腫 2222003 前立腺良性腫瘍

8836589 前立腺損傷 1859004 前立腺肉腫 8836591 前立腺肥大症

1859003 前立腺癌 6021002 前立腺出血

0163007 前立腺結核 6012001 前立腺膿瘍

急性・慢性の区別

右・左・両側の区別

尿路結石症ではなく、右腎結石とか膀胱結石とか具体的傷病名を

尿路感染症ではなく、具体的炎症病名を

※感染部位によって抗生剤の適応が変わります

転帰及びその日付の記載

※日付の記載は必要事項ではありませんが、大阪府社会保険事務局では記載を指導している

転帰の記載もなく、傷病名を消去すれば、病名の出沒に該当し社会保険事務局の指導の対象となる

3. 特定疾患療養管理料について

特定疾患療養管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に、月2回に限り算定する。

特定疾患療養管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、実際に主病を中心とした療養上必要な管理が行われていない場合又は実態的に主病の対する治療が当該保険医療機関では行われていない場合には算定できない。

胃炎(急性・慢性)・胃潰瘍(急性・慢性)での特定疾患管理について

胃ファイバースコープやUGI等の検査を行って診断・経過観察している

単なる胃薬の処方では算定 不可

他医療機関で検査を行って、処方を依頼された→処方医であって主治医とはみなされないので算定 不可

4. PSA の測定について

腫瘍マーカーは、転帰の決定までに1回測定可

PSAについては、3ヶ月に1回、計3回まで可

転帰の記載が無い限り、何ヶ月空いても何年空いても2回目3回目である。

転帰欄に中止とあれば、癌はいつ発生するかわからないので、中3ヶ月空けば、新規検査と判断する。ただし、前回の値が記載されていれば2回目3回目と判断する。新規であれば前回の結果は、記載しないように患者の来院が無かったので、月末に中止の記載は、不可(診療を行った日付で)

5. 尿細菌顕微鏡検査について

急性炎症の際に算定 可

ただし、開始日より3ヶ月以内

初診時、炎症病名が無ければ算定できません。

沈渣、染色は同時算定不可

2~3ヶ月毎に算定できるように病名を変更する医療機関がありますが、これは止めて下さい。

6. 腎クリアランステストについて

平成18年4月より負荷テストとなった

試薬の算定がなければ行えない

15 円以下の試薬材料費は、表示されないためその旨コメントがあれば、算定可
Ccr(クレアチニンクリアランス)は、血清クレアチニンと尿中クレアチニンから計算して求めるので、保険上腎クリアランステストに該当しない。

(点数解釈 P297 参照)

(なにわ基金だより平成 19 年 5 月号 12 ページ)

7. D023-5 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査について(男性)

急性淋菌性尿道炎とクラミジア尿道炎の疑いで同日に淋菌核酸検査とクラミジアトラコマチス核酸検査を行った場合は、D023-5 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査で算定
別日に淋菌核酸検査とクラミジアトラコマチス核酸検査を行った場合は、それぞれ別々に算定可

8. クラミジアの病名について

クラミジア感染症という病名は、止めて下さい。感染部位によって検査法が変わります

※クラミジアによる尿道炎→クラミジアトラコマチス核酸検査

※クラミジアによる精巣上体炎→グロブリン別クラミジアトラコマチス抗体価精密検査

※クラミジアによる咽頭炎→クラミジアトラコマチス核酸検査

※クラミジアによる咽頭炎→クラミジアニューモニエ IgA 又は Ig